

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第25期 第26回
別海町農業委員会総会議事録

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和7年7月30日 開会

別海町農業委員会

第25期 第26回総会
別海町農業委員会議事録
(令和7年7月30日)

○開催日時 令和7年7月30日（水）
午前10時00分から午前11時20分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

○議事日程

- | | | |
|--------|-------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第 2 | 報告第2号 | 農地法第4条許可書の交付について |
| 日程第 3 | 報告第3号 | 農地法第5条許可書の交付について |
| 日程第 4 | 報告第4号 | 農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 5 | 報告第5号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 6 | 報告第6号 | 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の定期報告について |
| 日程第 7 | 報告第7号 | 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について |
| 日程第 8 | 報告第8号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について |
| 日程第 9 | 報告第9号 | 農業経営改善計画に対する意見書の提出について |
| 日程第 10 | 議案第1号 | 農地法第18条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 11 | 議案第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 12 | 議案第3号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 13 | 議案第4号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について |
| 日程第 14 | 議案第5号 | 現況証明願いについて |

○出席委員（25名）

会長	27番	信夫	重勝	藤祐介
会長代理	26番	加藤	真純	浩剛
	1番	羽石	健一	實義
	3番	賀芳	均治	義夫
	5番	森石	裕治	明秋
	7番	押田	二賢	暢
	9番	木幡	誠子	
	11番	竹花	智義	
	14番	市川	晴樹	
	16番	石田	昌雄	
	19番	斎藤	春雄	
	21番	伊藤	吉一	
	23番	伊黒	英吉	
	25番	大内	敏光	
				千知
				祐良忠哲正知
				藤部阿石佐々木谷猿藤及岸豐岡
				山毛田川本島崎
				祐良忠浩哲正千知
				藤部阿石佐々木谷猿藤及岸豐岡
				山毛田川本島崎
				祐良忠浩哲正千知

○欠席委員（2名）

13番	畠山	友子	18番	小島	敏
-----	----	----	-----	----	---

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川畑智明
総務担当	主幹	瀬成広子
農地調整担当	主幹	大山晋作
農地調整担当	主任	沼倉正広
農地調整担当	主事	藤後良介

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

24番	岡崎	知暢	25番	大内	敏光
-----	----	----	-----	----	----

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和8年1月29日

署名者

議長 信夫 重勝

議席24番 岡崎 知暢

議席25番 大内 敏光

◎開会宣言

○事務局（川畠事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

(会務報告がある)

本日は報告 9 件、議案 5 件ですので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 26 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 25 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 13 番畠山委員、18 番小島委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。24 番岡崎委員、25 番大内委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願ひいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。次の者から農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり受理したので、別海町農業委員会専決規程第 5 条第 2 項の規定により報告する。

今月は 1 件の届出がありました。それでは議案を朗読させていただきます。

第 1 号、権利を取得した者、○○○○○、○○○○。届出に係る土地、○○○○○外○筆、計○○○ m²。権利を取得した日、令和 7 年 3 月 20 日。権利を取得した事由、相続。取得した権利の種類、所有権。

以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第 1 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第 1 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質

問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第2号、農地法第4条許可書の交付について。農地法第4条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会専決規程第5条第1項の規定により報告する。

本件につきましては、令和7年5月21日開催の第24回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっておりますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、別海農業振興整備計画の変更日であります6月24日としております。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第3号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会専決規程第5条第1項の規定により報告する。

本件につきましては、令和7年5月21日開催の第24回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります6月25日としております。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第4号、農地法第5条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第5条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和6年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和7年7月17日に現地調査を行ったものです。内容につきましては、申請時における計画どおりとなっておりますので、申請者、土地所有者、計画高、出来高、事業完了年月日を朗読させていただきます。

第1号、申請者、○○○○○○、○○○○。土地所有者、○○○○○○、○○○○。砂計画高、○○○ m^3 に対し、出来高、○○○ m^3 。土計画高、○○○ m^3 に対し、出来高、○○○ m^3 。事業完了年月日、令和7年6月7日。

第2号、申請者、○○○○○、○○○○。土地所有者、○○○○○、○○○○。砂計画高、○○○ m³に対し、出来高、○○○ m³。事業完了年月日、令和7年6月16日。

第3号、申請者、○○○○○、○○○○。土地所有者、○○○○○、○○○○。砂計画高、○○○ m³に対し、出来高、○○○ m³。事業完了年月日、令和7年7月4日。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号と3号につきましては、1番羽石委員。2号につきましては、2番加藤祐介委員にお願いいたします。

それでは、1号と3号につきまして1番羽石委員お願ひいたします。

○ 1番 羽石委員

はい、御説明します。7月17日に加藤委員、市川委員で現地を確認してきました。1号の○○さんについては継続して採られているところで、採られた後もきれいに整地されていて問題ありませんでした。3号の○○さんのところですが、下地はきれいに整地されており、問題ないとして見てまいりましたので、よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして2番加藤祐介委員お願ひいたします。

○2番 加藤祐介委員

はい、御説明いたします。7月17日に羽石委員、市川委員と現地を見てきました。きれいに整地されており、問題ありませんでした。よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

報告第4号につきまして委員説明が終わりました。

それでは、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第5 報告第5号

○議長（信夫会長）

日程第5 報告第5号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第5号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。

今月は54件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第5号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、24号につきましては○番○○委員に関する案件、46号につきましては○番○○委員に関する案件となりますので、24号につきましては○番○○委員、46号につきましては○番○○委員を議事参与制限とさせていただきます。

それでは報告第5号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第5号を承認することに御異議ございませんか。

んか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第5号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第6 報告第6号

○議長（信夫会長）

日程第6 報告第6号「農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第6号、農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の定期報告について。次の者から農地法第6条の2第1項の規定による農地等の利用状況報告書の提出があったので報告する。

今月は6件の報告がありました。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項又は農地法第3条第1項の許可を受けた農地等の利用状況について、適正に利用している旨の報告を受けております。また、その他の要件につきましても要件を満たしております。決算期、受理日につきましては記載のとおりですので、朗読を省略させていただきます。

以上で報告第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第6号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人以外からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、1号につきましては○番○○委員に関する案件となりますので、1号について、○番○○委員を議事参与制限とさせていただきます。

それでは報告第6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第6号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第6号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第7 報告第7号

○議長（信夫会長）

日程第7 報告第7号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第7号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議に係る要請結果について。令和7年6月17日開催の第25回農業委員会総会で決定した農地中間管理機構への買入れ協議について、別海町長から協議が成立した旨の通知があったので報告する。

今回、協議成立の通知があったものは1件で、要請時における内容どおりとなっておりますので、詳細については朗読を省略させていただきます。買入れ協議成立日につきましては、令和7年7月28日となっています。

以上で報告第7号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては要請結果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、1号につきましては○番○○委員に関する案件となりますので、1号について○番○○委員を議事参与制限とさせていただきます。

それでは報告第7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第7号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第7号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第8 報告第8号

○議長（信夫会長）

日程第8 報告第8号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第8号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請結果について。令和7年5月21日開催の第24回農業委員会総会で決定した農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について、別海町長から認可した旨通知があつたので報告する。

今回認可の通知があつたものは、利用権の設定の4件で要請時における内容どおりとなっていますので、詳細については朗読を省略させていただきます。認可日は4件全て令和7年7月1日となっています。

以上で報告第8号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第8号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては要請結果の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第8号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第8号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということで、報告第8号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第9 報告第9号

○議長（信夫会長）

日程第9 報告第9号「農業経営改善計画に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

報告第9号、農業経営改善計画に対する意見書の提出について。別海町から次の者の農業経営基盤強化促進法第12条第1項及び第13条第1項の規定による農業経営改善計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第6の4の（7）に基づく審査に係る意見が求められ、令和7年6月17日、

同月 24 日、及び同年 7 月 7 日に意見書を提出したので、別海町農業委員会専決規程第 5 条第 2 項の規定により報告する。

今回は 14 件について審査依頼がありました。農業経営基盤強化促進法における認定基準に基づき、別海町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想と照らし、適切であると確認しましたので、認定可として意見書を提出しています。なお、今回は新規が 1 件、再認定が 12 件、変更が 1 件となっております。

以上で報告第 9 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第 9 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第 9 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第 9 号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第 9 号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第 10 議案第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 10 議案第 1 号「農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第 1 号、農地法第 18 条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第 18 条第 6 項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第 1 項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。

本案は 1 件ございます。なお、貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期 6 か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第 1 号、貸人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。解

約する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。契約の内容、利用権の種類、賃借権。契約期間、令和4年5月31日から令和9年5月30日まで。合意解約成立の日、令和7年7月7日。土地の引渡しの時期、令和7年7月7日。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の举手を求めます。

○委員

（举手なし）

○議長（信夫会長）

举手なしということですので、議案第1号につきまして知事の許可を要しないことに決定します。

◎日程第11 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第11 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

第1号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。譲受人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は、〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は〇〇〇円となっております。

第2号、申請人の住所氏名、譲渡人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。譲受人、〇

〇〇〇〇、〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は、農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は、〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっております。

第3号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を有効活用するため貸し付けるものである。借人は、経営規模拡大のため借り受けるものである。貸借期間、許可日から1年間。賃貸価格は、年間〇〇〇円で、1ヘクタール当たりの単価は約〇〇〇円となっております。第3号につきましては、農地法第3条第3項の規定に基づき農地所有適格法人以外の法人が農地の賃貸借を受けるため、農地法第3条第1項に許可申請があつたもので、許可に当たっては、農地法第6条の2第1項の規定に基づく農地等の利用状況報告書の提出を条件に付するものとなります。

第4号、申請人の住所氏名、貸人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。借人、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を農地所有適格法人に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、令和7年8月30日から40年間。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号及び2号につきましては、14番市川委員。3号及び4号につきましては、2番加藤祐介委員にお願いいたします。

それでは、1号及び2号につきまして14番市川委員お願いいいたします。

○14番 市川委員

はい、御説明します。1号の案件ですが、〇〇さんの飛び地を買うことになりましたので、よろしくお願ひします。2号の案件ですが、〇〇さんの離農に伴い〇〇さんが農地を引き受けることになりましたので、よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号及び4号につきまして2番加藤祐介委員お願いいいたします。

○2番 加藤祐介委員

はい、御説明いたします。3号につきましては、写真判定を行い、問題ないことを確認しました。4号につきましては、現在結んでいる使用貸借が切れることから、再度40年間で更新する案件です。よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

議案第2号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第12 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第12 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。

本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画、農用地利用集積等促進計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆。面積、計〇〇〇m²。契約内容、使用貸借。目的、砂、土採取。計画内容、砂採取量、〇〇〇m³、土採取量、〇〇〇m³。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。転用者氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆。面積、計〇〇〇m²。契約内容、使用貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、〇〇〇m³。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。転用者氏名、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。

第3号、許可を受けようとする土地の表示、〇〇〇〇〇外〇筆。面積、計〇〇〇m²。契約内容、使用貸借。目的、砂採取。計画内容、砂採取量、〇〇〇m³。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第

1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、○○○○○、○○○○。転用者氏名、○○○○○、○○○○。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号と3号につきましては、1番羽石委員、2号につきましては、2番加藤祐介委員にお願いします。

それでは、1号と3号につきまして、1番羽石委員お願いします。

○1番 羽石委員

はい、説明いたします。7月11日に加藤委員と市川委員と現地調査してきました。1号について、報告第4号で完了届があった案件の続きで採るということで問題ないとして見てきました。3号についても報告第4号で完了届があった案件の続きで採るということで問題ないとして見てきましたのでよろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして、2番加藤祐介委員お願いします。

○2番 加藤祐介委員

はい、説明いたします。報告第4号の2号の継続案件です。現地を見て特に問題ありませんでしたので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の委員説明が終わりました。

それでは議案第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

◎日程第13 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第13 議案第4号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（沼倉主任）

議案第4号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をすることについての決定を求める。

本案は買入協議の成立に伴う公社買入れに係る所有権移転が1件、公社農地売買等事業における公社売渡しに係る所有権の移転が13件、農地中間管理事業に係る利用権の設定が16件となっております。それでは議案の朗読をさせていただきます。なお、所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、対価、対価の支払い期限のみを朗読させていただきます。

第1号、所有権の移転を受ける者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。所有権の移転の内容、所有権の移転時期、令和7年8月8日。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、令和7年9月12日。当事者間の法律関係、売買。調整委員、岡崎委員、羽石委員。

次号から第14号までの当事者間の法律関係につきましては、同文ですので朗読を省略させていただきます。

第2号、所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転の内容、所有権の移転時期、令和7年9月1日。対価、〇〇〇円。対価の支払い期限、令和7年9月30日。

次号から第14号までの所有権の移転をする者、所有権の移転の内容の、所有権の移転時期、対価の支払い期限は同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第3号、所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

第4号、所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

第5号、所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

第6号、所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転の内容、対価、

〇〇〇円。

第7号、所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

第8号、所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

第9号、所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

第10号、所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

第11号、所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

第12号、所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

第13号、所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

第14号、所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。所有権の移転をする土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。所有権の移転の内容、対価、〇〇〇円。

続いて利用権の設定です。利用権の設定におきましては、昨年度までの農用地利用集積計画で行っていた貸主、借主の間での利用権設定ができなくなり、利用権の設定についても農地中間管理機構である北海道農業公社を介した設定を行うこととなっています。今回の案件につきましても、昨年度までの制度では1件の案件だったものが公社を経由する促進計画を作成することから、2件に分かれた議案となっています。つきましては、2件に分かれていることにより内容に重複する項目が多くなることから、2件まとめて説明させていただきます。なお、設定する利用権につきましては、始期、終期、借賃のみを朗読させていただきます。

第1号及び第2号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和7年9月1日。終期、令和8年8月31日。借賃、年間〇〇〇円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、及川委員、佐々木委員。

第3号及び第4号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用

権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和7年9月1日。終期、令和8年8月31日。借賃、年間〇〇〇円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、及川委員、佐々木委員。

第5号及び第6号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和7年9月1日。終期、令和8年8月31日。借賃、年間〇〇〇円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、及川委員、佐々木委員。

第7号及び第8号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和7年9月1日。終期、令和10年6月30日。借賃、年間〇〇〇円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、竹花委員、木幡委員。

第9号及び第10号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和7年9月1日。終期、令和8年8月31日。借賃、年間〇〇〇円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、大内委員、及川委員。

第11号及び第12号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和7年9月1日。終期、令和8年8月31日。借賃、年間〇〇〇円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、竹花委員、木幡委員。

第13号及び第14号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和7年9月1日。終期、令和12年8月31日。借賃、年間〇〇〇円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、竹花委員、木幡委員。

第15号及び第16号、利用権の設定をする者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。利用権を設定する土地、〇〇〇〇〇外〇筆、計〇〇〇m²。利用権の設定を受ける者、〇〇〇〇〇、〇〇〇〇。設定する利用権、始期、令和7年9月1日。終期、令和11年1月31日。借賃、年間〇〇〇円。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、岸本委員、羽石委員。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。所有権の移転の2号から14号につきましては、北海道農業公社の買戻し案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

なお、所有権の移転の1号につきましては〇番〇〇委員に関する案件です

ので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(○番 ○○委員 一時退席)

○議長（信夫会長）

それでは、所有権の移転の1号につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきまして、24番岡崎委員にお願いします。

○24番 岡崎委員

はい、説明いたします。○○さんの農地を新規就農者である○○さんが取得を予定するため、北海道農業公社の農地売買事業を活用するものですのでよろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

所有権の移転の1号の委員説明が終わりました。

それでは質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の举手を求めます。

○委員

(举手なし)

○議長（信夫会長）

举手なしということで、所有権の移転の1号につきまして原案のとおり要請することに決定します。ここで○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

(○番 ○○委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

続きまして、所有権の移転の6号につきまして、○番○○委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(○番 ○○委員 一時退席)

○議長（信夫会長）

それでは、所有権の移転の6号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の举手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（会長）

挙手なしということですので、所有権の移転の 6 号につきまして原案のとおり要請することに決定します。ここで○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

(○番 ○○委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

続きまして、利用権の設定の 2 号につきまして、○番○○委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条及び別海町農業委員会會議規則第 14 条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

(○番 ○○委員 一時退席)

○議長（信夫会長）

それでは、利用権の設定の 2 号につきまして調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。2 号につきまして、17 番及川委員にお願いします。

○17 番 及川委員

はい、説明いたします。○○さんが営農を中止したために、新規就農による農地買取を探していましたが、見つからぬいために、1 年ごとに近隣へ賃貸することにした案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

利用権の設定の 2 号の委員説明が終わりました。

それでは質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、利用権の設定の 2 号につきまして原案のとおり要請することに決定します。ここで○番○○委員に対する議事参与制限を解除します。

(○番 ○○委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議事参与制限以外の案件につきまして、調整に当たられた委員の説明を求めたいと思います。利用権の設定の 1 号及び 3 号から 6 号につきまして、17 番及川委員、7 号 8 号及び 11 号から 14 号につきまして、11 番竹花委員、9 号 10 号につきまして、25 番大内委員、15 号 16 号に

つきまして、20番岸本委員にお願いします。

それでは、利用権の設定の1号及び3号から6号につきまして、17番及川委員お願いします。

○17番 及川委員

はい、説明いたします。先ほどの説明同様、○○さんが営農を中止したために、新規就農による農地買取を探していましたが、見つからなかったために、近隣の農家へ賃貸することにした案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の7号8号及び11号から14号につきまして、11番竹花委員お願いします。

○11番 竹花委員

はい、説明いたします。7号から8号は○○さんから○○さんへ賃貸借するものです。11号から12号は、○○さんから○○さんへ賃貸借するものです。13号から14号は、○○さんから○○さんへ賃貸借するものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の9号から10号につきまして、25番大内委員お願いします。

○25番 大内委員

はい、説明いたします。○○さんは数年前に搾乳を中止し、その後は自分で農地を管理していたのですが、○○さんの農地に隣接する○○に農地の管理をお願いすることになりましたので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の15号16号につきまして、20番岸本委員お願いします。

○20番 岸本委員

はい、説明いたします。○○さんから○○さんへの賃貸借するものです。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第4号の議事参与制限以外の委員説明が終わりました。

それでは質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第4号の議事参与制限以外の案件につ

きまして原案のとおり要請することに決定します。

(11時05分から11時15分まで休憩)

◎日程第14 議案第5号

○議長（信夫会長）

日程第14 議案第5号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第5号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は1件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、○○○○○。面積、計○○○m²。利用状況、雑種地。所有者、○○○○○、○○○○。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては、2番加藤祐介委員よろしくお願いいいたします。

○2番 加藤祐介委員

はい、説明いたします。7月17日に市川委員、羽石委員と現地を調査してきました。非農地であることを確認してきましたので、よろしくお願いいいたします。

○議長（信夫会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。ここで議案第5号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第5号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第26回総会を閉会します。